令和３年度　事業計画書

自　令和　３年４月　１日
至　令和　４年３月 31 日

１　配合飼料価格差補てん事業

配合飼料の高騰時等に価格差の補てんをすることにより畜産経営への影響を緩和するため、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金及び会員と配合飼料価格差補てん契約を締結し、補てん積立金の徴収、価格差補てん金の交付等の業務を行う。

２　肉用子牛生産者補給金制度事業（受託：継続）

（公社）群馬県畜産協会の業務委託を受け、肉用子牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。

３　肉用牛肥育経営安定交付金制度（受託：継続）

（公社）群馬県畜産協会の業務委託を受け、肉用肥育牛の個体登録、販売書類等の確認及び報告等を行う。

４　肉用牛経営安定対策補完事業（中核的担い手育成増頭推進）（継続）

（公社）群馬県畜産協会が実施する畜産振興事業（肉用繁殖雌牛の増頭）に参加し、要望調査、取りまとめ、補助金交付申請等の事務手続きを行う。

５　畜産高度化支援リース事業等（受託：継続）

畜産経営の環境保全を図るため、（一財）畜産環境整備機構の委託を受けて環境整備に必要な機械及び装置等の貸付申請、検収及びリース料等の徴収・納付並びに付帯する業務を行う。

６　畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連事業）

機械導入事業の実施主体である（公社）中央畜産会に申請する書類を作成するため、飼料荷受組合、特約店が事務局となっている畜産クラスター協議会を補佐し、群馬県畜産課や（公社）群馬県畜産協会との調整等を引き続き行う。

7　その他の事業

既存事業の推進を図るとともに、令和３年度から新たにはじまる事業等は、国及び県からの詳細事項が示され次第、基金協会として取り組める部分については推進する。

新規追加対策等緊急を要する事業が実施される場合は、理事会の承認を得た上で実施する。

関係機関、諸団体が実施する畜産振興事業については情報提供を進める。

8　諸会議の開催及び出席

（1）第 46 回定時総会の開催　　（5 月）

（2）臨時総会の開催　　（未定）

（3）理事会の開催　　（２～３回）

（4）全日基ほか関係団体主催の諸会議への出席

（5）県ほか関係団体主催の諸行事への参加

9　会報の発行

「協会だより」の発行　　（2 回）